除雪ドーザ（８ｔ級　車輪式）仕様書

[運行記録計、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ｽﾉｰﾀｲﾔ、ﾁｪｰﾝ、床ﾏｯﾄ、両ｻｲﾄﾞｼｬｯﾀｰ、ｻｲﾄﾞｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ]

概　　要

この仕様書は、除雪ドーザ（８ｔ級　車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準」（運輸省令昭和２６年第６７号。以降の改正分を含む。）に適合するもの、又は、平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

ただし、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む。））又は、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成１８年３月１７日付け国総施第２１５号）に基づき指定または届出され、基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「甲」という。）と物品供給人（以下「乙」という。）が協議の上決定するものとする。

１　台　　数　　２台

２　性　　能　　（JCMAS T007 性能試験）

（１）除雪幅（アングル角３０度において）	2.7 ｍ　以上
（２）除雪能力（プラウ排雪）	1,900 t/h 以上
（３）走行速度（前進）	30 km/h以上
（後進）	10 km/h以上
（４）最大けん引力	58.0 kN　以上
（５）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 dB(A) 以下

３　主要諸元

（１）全　　長（除雪装置地上、ストレート時）	6,800 mm 以下
〃　　（プラウ接地、最大ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ時）	7,500 mm 以下
（２）全　　幅（車両単体）	2,300 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,400 mm 以下
（４）最低地上高	300 mm 以上
（５）車両総重量	8,000 kg 以上 ～ 9,200 kg 未満

なお、「８　付属装置及び付属品　８－２車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	5.5 ｍ　以下

（7）乗車定員　　2 人

4　車　　体

（1）機　　関

形　　式　　水冷、ディーゼル機関

定格出力　　60 kW 以上

（2）動力伝達装置　　前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

（3）タイヤ

形　　式　　スノータイヤ

（4）かじ取装置

形　　式　　車体屈折式

（5）運転室

構　　造　　全鋼製密閉形

窓　　（前）熱線入り

（前・後）冬用ワイパーブレード付

5　　除雪装置

（1）形　　式　　油圧式サイドスライドアングリングプラウ形

（2）能　　力

切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端）地下100 mm～地上3,000 mm 以上

アングリング角度　　左右各30 度 以上

上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において）　　500 mm/s 以上

スライド幅　　左右各350 mm 以上

（3）プ　ラ　ウ

構　　造　　鋼板円筒曲面構造

全　　幅　　3,000 mm 以上

全　　高　　1,000 mm 以上

そ　　り　　除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

切　　刃　　ストレート形平形刃先(JIS D6101)

（4）両サイドシャッター　　運転席に設けたシャッタ用操作スイッチにて操作し、油圧により作動させ、左右独立して開閉ができる機構

6　計器類

（1）運行記録計（45km/h、7日計）　　1式

（2）速度計又は機関回転計　　1式

（3）燃料計　　1式

（4）アワーメータ　　1式

（5）機関油圧計又は機関油圧警告灯　　1式

（６）水温計　１式
（７）充電警告灯　１式
（８）その他標準計器類　１式

７　照明装置類
（１）前方作業灯　２灯以上
（２）後方作業灯　２灯
（３）黄色灯火（散光式）　全幅 1,100㎜以上　１式
（４）その他標準照明装置類　１式

８　付属装置及び付属品
８－１　車両総重量に含むもの
（１）バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上）　１式
（２）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）　１式
（３）ウインドウォッシャー（電動式）　１式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）　１式
（５）けん引装置　１式
（６）座席ベルト（全席）　１式
（７）アンダーミラー（後）　１式
（８）非常用信号具（発炎筒１、赤旗１）　１式
（９）消火器（ABC粉末、1.8kg以上）　１式
８－２　車両総重量に含まないもの
（１）標準付属工具　１式
（２）床マット　１式
（３）タイヤチェーン　４本
（４）取扱説明書　１部
（５）部品表　１部
（６）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　１部
（７）その他標準付属品（ラジオ等）　１式

９　塗装
国土交通省建設機械塗装基準による。

10　検　　査
乙は、十分な慣らし運転完了後検査を受けるものとする。完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。
ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかをその内訳が分かる資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

11　その他の事項

11-1 製造期日等の指定について

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和５５年６月５日付け建設省機発第４７３号(以降の改正分を含む)）に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請及び届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

12　契約形態

12-1契約期間は５年間とする。[契約終了後、引き続き５年間(単年度ごと)再契約し、契約終了後に納入機は酒田市へ帰属するものとする。なお、帰属に伴う手続き等は、乙の負担により行うものとする。]

12-2賃借料対象費用

（１）車両代

（２）登録納車諸費用

（３）自動車自賠責保険（任意保険は借受者で加入する）

（４）定期点検費用

（５）車検費用

12-3借受者負担

賃貸借期間中の修繕費用、消耗品

12-4賃貸料の支払

賃貸借料の支払は４か月分まとめて７月、１１月、３月末に行う。